

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	令和4年度第2回姫路市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和4年11月25日(金) 10時00分～11時45分
3 開催場所	イーグレひめじ 4階 第1・2会議室
4 出席者又は欠席者	出席者: 伊藤委員※、松島委員、斧出委員※、有馬委員、森委員、岩田委員、松井委員※、永富委員、村上委員、浦岡委員、島委員、波多野委員、横田委員 (※はオンライン出席) (13人) 事務局(市民局長、市民参画部長、男女共同参画推進課長他3人) (6人) 欠席者: 川崎委員、玉置委員、長谷川委員、柳本委員 (4人)
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0人
6 議題又は案件及び結論等	(1)新たな姫路市男女共同参画プランの策定について (2)その他
7 会議の全部内容又は進行記録	別紙参照

1 開会

定足数確認(会議成立について報告)

2 あいさつ

3 議題

議題(1) 新たな姫路市男女共同参画プランの策定について

議題(2) その他

質疑応答等

会長あいさつ

議題(1)について

プラン策定部会での検討経過について部会長より説明

事務局から資料1、2に基づき説明

会 長 : 資料1(p.48) 指標「子どもの出生時等における姫路市男性職員の5日以上の休暇の取得率」について

目標値(65%)が現状値(64.1%)と僅差であることについて、担当課と協議を重ねているが、目標値を上げられないのであれば、指標に挙げなくてもよいのでは。今年度に育児休業制度改正もあるので、育児休業だけの進捗管理でもよいのではないかと。

事務局 : 育児休業の取得率よりも高い実績値が期待できるので、事務局としては保持したい。国においても、国家公務員の育児休業取得率とは分けて把握されている。目標値については、担当課と再度調整したい。

委 員 : 資料1(p.44) 具体的施策「ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進」について小・中学校に対するものはないのか。

事務局 : 当該施策に続く、具体的施策「男女平等教育の推進」以下が小学校・中学校の施策となっている。

委 員 : 資料1(p.48) 指標「姫路市防災会議委員の女性比率」について小・中学校長会からの委嘱で女性委員が増えた。女性を増やす取組は良いが、数合わせだけでは意味がないと考える。会議のテーマ・課題を勉強し、市民等と共有している人が参加してこそではないかと。

会 長 : 充て職での参加は多いが、避難所になることの多い学校と現場をつなぐことは重要だと考える。他の審議会等への女性参画においても、実のあるものになるよう運用していきたい。

委 員 : 重点課題「家庭・地域活動への男性参画を可能にする働き方促進」は重要だと思うが、「参画」と「参加」はどう違うのか。女性が社会に出るときは「参画」と表現するが、p.32 グラフにおける意識調査では「参加」となっている。次回調査では統一しておいた方がよいのではないかと。

委 員 : 家事・育児は日々の生活のことになるので、「携わる」でよいのではないかと。

会 長 : 1990年代初頭頃は、「男女共同参加」という表現だったが、意思決定にも加わることを指すために、現在の「男女共同参画」になったという経緯がある。ただ、家事・地域活動は「参画」とすると堅いので、「参加」で使い分けするのが良いかと思う。

- 事務局： 次回調査では、意味の違いを整理して使い分けていきたい。
- 委員： 資料1(p.62) 苦情申出書について
例えば職場での差別などの事案があったら使うのか。
- 会長： 姫路市男女共同参画施策苦情対応要綱の第3条(資料1(p.60))にあるように、市が実施する施策に対するものであり、私人間での争いについては相談窓口や裁判などで解決を図ることとなる。
- 委員： 市民はどのように用紙を入手するのか。また、これまでの申出件数を教えてもらいたい。
- 事務局： 市のホームページに掲載している。条例制定以降、申出は0件だが、市民への周知や利便性が不十分であることも一因ではないかと考えている。
- 会長： 市の広報活動でもジェンダー上問題がある表現があるなど、身近なところで市民が苦情を申し出る場面はあると思うので、周知に力を入れてもらいたい。
- 委員： 資料1(p.39) 基本目標Ⅲの基本課題3「生活のセーフティネットの充実」は現プラン「あらゆる暴力の根絶」に当てはまるという認識で良いか。図表 23 を見ると、DV 被害経験者が誰かに相談したという割合が低下している。コロナ禍で DV の件数が増えているとされている中、問題が内在化しているのではと考えるが、現プランと比べて取組が弱いように感じる。
- 事務局： DV 被害者への対応については、配偶者暴力相談支援センター(以下「DV センター」という。)策定の「DV 対策基本計画」が担っているので、当プランとしては啓発や相談窓口を充実させていきたいと考えている。
- 委員： 相談したという割合低下の事情が、「どこに相談したらいいのかわからない」ためなのか、「相談しても何もしてくれないと考えている」ためなのか、分析していくことが重要と考える。
- 会長： 具体的施策「暴力に抗するための講座・講演会の開催等による啓発」(資料1(p.40))があるが、パンフレットや相談窓口の周知はしているのか。
- 事務局： DV センターの相談窓口に加え、DV であるか判断が難しい案件については各課の相談窓口が対応している。また、相談窓口の周知カードのトイレへの設置だけでなく、啓発パンフレットも作成しているが、そういった取組についても、具体的施策「暴力に抗するための講座・講演会の開催等による啓発」の概要欄に示すこととしたい。
- 委員： 平成 28 年意識調査で警察等へ相談したという回答割合が高いのは、DV に関するパンフレット配布が実施された時期と重なるためではないかと思う。トイレ設置の相談窓口周知のカード以外でも、周知は重要だ。
- 委員： 市議会や自治会・隣保等を通じて、パンフレットの存在を市民に気づいてもらう活動が必要。
- 委員： 民生委員が対応している児童虐待の問題になるが、育児放棄による「隠れ虐待」もあるのだが、加害者となっている可能性がある親への接触が難しい。DV と同様、どのように対処していくべきだろうか。

- 副会長：若い世代へは、学校から啓発・情報提供が可能だが、育児世代などは、渦中にいても自動的に情報を得る機会が少ない。病院や公共トイレなどでの周知など模索が必要。こども家庭総合支援室等とうまく連携することで、相談窓口等の必要な支援につなげていけると考える。
- 委員：DVセンターは保健福祉政策課が所管しているが、DV被害者保護の観点から、その所在は公表されていない。その結果、相談しづらいまま問題が深刻化してしまう事態が発生していると感じている。また子育てにおけるSOSは、自身が虐待・DVを受けた母親から出ることが多い。明らかに深刻である事案に対応できる窓口とは別に、気軽にすぐに飛び込める相談窓口など、深刻になる前に声を受け取れる工夫が必要。
- 委員：近年、ヤングケアラーなどが関係していく中で、虐待の境界があいまいになっている。こども家庭総合支援室や男女共同参画推進センターなど様々な部署が連携していくべき。
- 委員：被害者が問題であると認識されない場合に向けての啓発も重要だが、認識しながら相談できない問題は解決すべき。そのため広報の方法に工夫が重要になる。若い世代はSNSなどから、相談窓口へ直接つながることができる。特に市のホームページは、自分の事としてアクセスするには敷居が高いと感じる。
- 副会長：広報の工夫として、DVや虐待などに関する講座・講演会を周知する際、そのチラシに相談窓口のネットアクセス先をQRコードで表示してはどうか。
- 委員：各部署で幅広く相談窓口を設置しているが、ワンストップで対応する相談窓口を設置し、どこに相談すべきかにつなげるようにしてはどうか。「迷ったらここに相談すればよい」という窓口があれば、相談しやすいのでは。
- 会長：男女共同参画推進センターの相談窓口自身も、性犯罪・性暴力に対応する「ワンストップ支援センター」のような役割を担っていると思うが、まずは認知度を上げる必要があるだろう。
- 委員：新たなプランにおいて、「あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会」が基本理念として掲げられている(資料1(p.20))。知識があっても、個人の努力だけでは限界があり、公的なバックアップが必要と感じる。社会情勢の激しい変化に対応していくためにも、女性の視点・気づきなど反映できるように支援が求められる。
こうした中、推進体制の整備(資料1(p.45))にあるように、庁内の連携を深めていただきたいが、どのような取組・工夫をしていくのかお聞きしたい。
- 事務局：プラン推進本部会議等での協議を引き続き強化する中で、環境整備・気運醸成を図りたい。
- 委員：姫路市男女共同参画推進条例が風化しないよう、条例が順守されているかをどのようにチェックをしているのか。
- 事務局：年一回の年次報告を当審議会で行うことで順守している。

- 委員：資料1(p.86) 男女共同参画関連用語「ジェンダー」について
性別とすることで、こうあるべきという考えにより、男／女と分けることに繋がり、ジェンダーバイアスがかかると考えている。本来、区別分別できないものを分けるべきではない。「社会的・文化的に形成された男らしさ／女らしさという偏見」とすることで、それにとらわれないようにするというプランの方向性が読み手に伝わるのではないか。
- 副会長：ジェンダー自体にはバイアスは入らないので、偏見であるとするならば、あてはまるのは「ジェンダーバイアス」になる。
- 会長：人間を二項対立する見方を指すものとして「ジェンダー」と考えるので、現在の案で良いのでは。
- 副会長：トランスジェンダーも含め、男／女で分けることで生じる問題があるので、ジェンダーにとらわれないようにすることがこのプランの目標である。それを説明するために、ジェンダーとは何かを理解することが必要。
- 委員：分けられないという点では「社会的・文化的に形成された男らしさ／女らしさ」でも良いのでは。
- 委員：男／女と分けているから、女性に会議委員への参画が求められているのも事実。これまで入らなかった女性の声を入れる契機となることから考えても是であると思う。
- 委員：ジェンダーの下に「ジェンダーバイアス」の項目を入れてはどうか。
それにより、ジェンダーと「ジェンダーによる問題」を浮き彫りになるのではないか。
- 会長：あるいは、「ジェンダー平等」を追加してどうか。SDGsの開発目標にも挙げられており(資料1(p.2))、ジェンダーバイアスによって現に女性が差別されることを解消していこうとしているので、腑に落ちるのではないだろうか。
- 委員：ジェンダーの項目に、ジェンダーバイアスにつながるとの記述を入れても良いのでは。
- 会長：女性の声が施策に反映されているか現状を把握するために男女の別が必要であるのが現状だ。性的マイノリティに配慮して性別欄をなくす動きもあるが、今はまだジェンダー平等の社会に変えていく途上であり、「性別」というくくりを完全になくしていくという段階ではない。
- 事務局：委員の皆さんのご意見をもとに、内容を検討したい。

議題(2)について

事務局から資料3に基づき説明

委員：労働施策の現場としても、特に異論はない。

4 閉会

本日の協議を踏まえ、計画案を取りまとめ、パブリック・コメント(12月中旬～1ヶ月間の予定)の準備を進める。